

# 石川県公報

令和4年3月7日(月曜日)

号 外

(第17号)

## 目 次

告 示	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 2
-----	---	---------------------------------------

## 告 示

### 石川県告示第74号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和4年3月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「ATOMIC SPIDE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK OUT ADVance」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「-Z- R.E.D」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Junkie Flying Chillover」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Astro Thunder EXPIUM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Q12 Alpina VER HAWK EDITION」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Melty pussy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Bandit Express」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「COLD BREEZ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「SP EMPEROR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「THE Original 888 Dragoon Burnish」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Dick Chups」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Grand tribe HAZE OVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「CHERRY BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「1990's STAR SMOKE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ゴメオラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Strong 3 shot」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ENEMA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「GEISHA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「恍惚アッパー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「剛獣マグマ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「Miracle Bomb」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「ウケ極」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「ANGEL SEX HYPER POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

## 3 施行期日

令和4年3月8日

### 石川県告示第75号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和4年3月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類
- (2) 2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類
- (3) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類
- (4) 1,2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

## 3 施行期日

令和4年3月8日